第12回議会・行政部会(さいたま市自治基本条例検討委員会)

次 第

平成22年12月8日(水)午後6時45分~ さいたま市役所地下1階第1会議室

- 1 開 会
- 2 議題
- (1) 自治基本条例について(各テーマの検討)
- 3 その他
- 4 閉会

【配付資料】

次第

参考資料1 市民から寄せられた意見

市民から寄せられた意見

(さいたま市の魅力について)

- ・ 浦和、大宮、与野が合併。その後、岩槻と合併。政令指定都市の良し悪しはともか く、議会に流動性がありそうなところ。
- 氷川神社があること。

(どのような市政になってほしいか)

- 「利権に動かされないさいたま市」を願います。
- ・ 魅力や市政について知人にも聞いてみたが、「難しそうで、よくわからない。」との 声が多かった。

(1名の市民からの意見)

昨今の国際情勢を配慮し、住民投票の投票権は「日本国籍を所有する者」に認めるよう お願いします。日本国籍を持たぬ者には投票権は必要ありません。

逆に海外では、日本国籍でその国の自治には参加できないのですから当たり前の事です。 「人権問題」と履き違えるのは間違えです。

(1名の市民からの意見)

ヌゥといっしょに考えよう自治基本条例の回覧 1を読みました。

一定数以上の住宅を建てる場合にはゴミ収集所の設置が必要ですが、業者が個別に申請等した場合には設置されないことがあり、近隣住民とのトラブルが発生します。権限を持っている行政に自治会の後押しや業者への指示をしてもらいたいと意見を出したところ、指導は難しく、自治会からお願いしてはどうか、といった回答がありましたが、自治会としても難しい問題です。

市長の「徹底した現場主義」は、底辺で活動している自治会に対してではなく、区等の部署に対しての言葉なのかと感じました。「みんなでつくる自治基本条例」によって「ゴミ収集所の設置」について建築業者への強い指導を要望します。

(1名の市民からの意見)

自治基本条例の中で報道機関 (マスコミ) のあるべき姿を明確にしてほしい。 議会・行政・市民の三者のみを考えた図式は、少々、古い。

今の情報化社会では、ほとんどの市民は議会を傍聴せず、法令も直接見ていない。報道機関から情報を得るのみであり、みなが報道機関に依存している。自治を進めるには、相互の情報共有が欠かせない。が、報道機関が議員批判や公務員バッシングなど偏向報道ばっかりだと、感情的に嫌気がさして、三者の相互理解は進まない。

さらに、報道機関が議会・行政の活動を報道しなければ、市民の無関心はより一層広がる。市民が無関心になればなるほど、報道機関も報道しなくなり、悪循環に陥る。これは、市民自治にとって、最大の脅威ではないか?

また、議会や行政は三権分立により、相互に抑制する仕組みがあるが、報道機関は、表現の自由・報道の自由を盾にして、野放し状態である。現実には議会・行政よりも報道機関の方が権力を持っていると言っても過言ではない。

以上、報道機関には、その公共性と社会的影響力から、一般の事業者とは異なる特別の 役割・責任があり、市民自治が進むかどうか重要な鍵を握っていると思う。

(1名の市民からの意見)